

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1027号)

平成24年2月17日

横情審答申第1027号

平成24年2月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成23年11月1日市広聴第2023号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「平成15年10月30日市長宛の「懲戒処分申立書」の文書を市民局広聴課職  
員が受理し、別添文書に示す起案用紙からあきらかなように同年同月31日起  
案同年11月6日決裁により「局渡しとします」と記載されている事実から建  
築局の誰に何時渡したのか経緯文書」の非開示決定に対する異議申立てにつ  
いての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成15年10月30日市長宛の「懲戒処分申立書」の文書を市民局広聴課職員が受理し、別添文書に示す起案用紙からあきらかなように同年同月31日起案同年11月6日決裁により「局渡しとします」と記載されている事実から建築局の誰に何時渡したのか経緯文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成15年10月30日市長宛の「懲戒処分申立書」の文書を市民局広聴課職員が受理し、別添文書に示す起案用紙からあきらかなように同年同月31日起案同年11月6日決裁により「局渡しとします」と記載されている事実から建築局の誰に何時渡したのか経緯文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年7月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する懲戒処分申立書とは、申立人への対応が違法であったとして特定職員に対する懲戒処分を求め、平成15年10月に実施機関あてに提出された文書である。
- (2) 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）では、市民局広報相談サービス部広聴相談課（現在。平成15年当時は市民局広報相談部広聴課。以下「広聴課」という。）の事務分掌として「市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関すること」と掲げ、平成15年当時、寄せられた要望・意見については、市役所全体の広聴窓口である広聴課にて受け付けていた。
- (3) 広聴課では、懲戒処分申立書は法令等の根拠を有するものではなく、いわゆる陳情書と解釈し、広聴関係書類として処理を行った。平成15年当時、懲戒処分申立書についても、広聴課で一旦受理し、懲戒処分申立書の内容が建築局職員の処分に関

するものであったので、第一義的に所管である建築局に転送しただけであると判断した。また、その処理について、当該文書を受領した建築局職員の氏名を明らかにする書類を作成する必要はなかった。さらにこれらの文書を探索したが、文書は見当たらなかった。したがって、本件請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

- (4) 申立人は、異議申立書に平成15年に広聴課が作成した起案文書の写しを添付しているが、当該文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表に定める広聴に関する行政文書であり、平成15年当時は保存期間を5年と規定していた。平成15年度作成文書は平成20年度末に保存年限が到来しており、平成21年度に廃棄している。また、保存年限を延長した行政文書についても確認したが、当該文書の存在は確認できなかった。
- (5) したがって、本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「建築局職員の誰がいつ受領したかについて記録されておらず、請求対象となる行政文書は作成していないため。」という虚偽の理由で非開示になっている。
- (3) 申立人は、平成15年10月に懲戒処分申立書を都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、広聴課へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (4) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったので、再度広聴課を訪ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。この事実からも、広聴課において検討した結果、懲戒処分申立書が懲戒処分に該当する事案であるため、起案用紙を広聴課が作成・決裁し、市民局から建築局へ懲戒処分申立書が回付されたのである。
- (5) その後、何の連絡もないことから、平成17年12月に懲戒処分申立書に関連した質問申立書を提出した。本件は、当該質問申立書に関連する案件であることから、本

件処分の非開示理由は、事実に反する虚偽の理由であることが明白である。

- (6) 実施機関は、広聴に関する行政文書の保存期間は、平成15年度当時は、5年とし、平成15年度作成文書は平成21年度に廃棄していると主張しているが、申立人の提起した懲戒処分申立書及びその懲戒処分申立書に関連した質問申立書に関連する文書は、平成17年12月に提出しており、平成24年3月末に廃棄されることから、実施機関の主張は虚偽であることが明白である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した懲戒処分申立書について、当該文書を市民局から建築局に渡した際に、受領した建築局の職員の氏名及びその経緯が記録された文書である。なお、申立人は、本件異議申立てについて平成17年12月に提出した懲戒処分申立書に関連した質問申立書に関連する案件であると主張しているが、開示請求書の記載からはそのような文書を請求する趣旨であると解することはできない。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明している。

イ 本件に関連して、当審査会では、平成24年2月17日の答申第1024号において、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した懲戒処分申立書について、実施機関が、「市民局の誰がどのような権限で、建築局の誰に対し渡したのかということが記録された文書」を作成していないとして、実施機関が行った決定に不合理な点はないと判断している。

ウ 本件申立文書である「受領した建築局の職員の氏名及びその経緯が記録された文書」とは、開示請求書に記載された字句の違いはあるが、同答申の対象行政文書である「市民局の誰がどのような権限で、建築局の誰に対し渡したのかということが記録された文書」と実質的に同一の文書と解することが適当である。

エ そうすると、同答申における事実認定を覆すような事情も認められないことから、本件申立文書が存在しないとす実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### (3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例

第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考え  
ることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示  
情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったと  
も考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望む  
ものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、  
妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日  | 審 査 の 経 過               |
|--|-------------------------|
| 平成23年11月1日   | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成23年11月18日<br>(第129回第三部会)                               | ・諮問の報告<br>・審議           |
| 平成23年11月21日  | ・異議申立人から意見書を受理          |
| 平成23年11月24日<br>(第196回第一部会)<br>平成23年11月25日<br>(第203回第二部会) | ・諮問の報告                  |
| 平成23年12月2日<br>(第130回第三部会)                                | ・審議                     |
| 平成24年1月20日<br>(第132回第三部会)                                | ・審議                     |